

平成18年9月13日

下水道未普及解消クイックプロジェクトを発足

～新たな整備手法を提案して頂くとともに、その実証のためのモデル市町村を募集します～

○現状と課題

- 平成17年度末の下水道処理人口普及率は約7割に達していますが、下水道計画区域にありながら、未だに下水道整備がなされていないいわゆる未普及人口が約240万人にも上ります。
- 下水道が普及しなければ、生活排水の垂れ流しにより、蚊やハエの発生、悪臭などによる劣悪な生活環境の中で日常生活を送らなければならないとともに、河川、湖沼、海などの公共用水域の水質改善が進まず、水道水の異臭味や赤潮、青潮の発生、水産業への影響などの社会経済損失を解消することができません。
- 未普及人口を抱える地方公共団体の中には、人口減少等の社会情勢の変化の影響を被っているところや厳しい財政事情に置かれているところがあり、このような状況の下、今後いかに早急かつ効率的に未普及地域を解消していくかが重要な課題となっています。

○下水道未普及解消クイックプロジェクトとは

- 人口減少等の社会情勢の変化も踏まえた下水道計画の見直しを行うとともに、コスト縮減・事業期間短縮を目的とした新たな整備手法(計画・設計・施工手法)への見直しや集落排水・浄化槽等関連事業との連携強化により事業を効率化し、下水道未普及地域を早急かつ効率的に解消するものです。

○新たな整備手法のアイデア及びモデル市町村の募集(概要は別紙を、要項等の詳細は国土交通省下水道部ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/crd/city/sewerage/>)を参照下さい)

- 国土交通省と独立行政法人土木研究所では、新たな整備手法検討の一環として、そのアイデアとその実証をして頂くためのモデル市町村を募集します(募集期間は10月6日まで)。
- 提案された整備手法につきましては、モデル市町村における実証も含めた評価を行い、効果の大きいものについては早急に全国展開を図ることとします。

問い合わせ先 : 国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道事業課 課長補佐 本田 康秀
03-5253-8111(内線 34242)、03-5253-8430(夜間直通)

新たな整備手法及びモデル市町村 募集要項

国土交通省と独立行政法人土木研究所では、下水道未普及を早期に解消するため、地域の実情に合わせて従来下水道施設の計画・設計・施工の手法を見直し、新たな整備手法を導入する必要があると考えております。自然環境、社会状況、住民参加など様々な地域の実情に合わせた新たな考え方に基づいて実際に計画・設計・施工し、その適用範囲や管理も含めた実効性、効果等を評価し、新たな整備手法として構築し、下水道の早期普及を図ることとしております。

このため、既存の設計指針や各種マニュアル等にとらわれることなく、地域の実情に合わせた新たな整備手法を自ら提案し、下水道事業として実際に整備を行っていただくモデル市町村を募集いたします。新たな整備手法の実施にあたっては、国土交通省及び土木研究所等で技術的支援を行うこととしています。

<提案いただくにあたってのポイント>

- ・人口減少等の社会情勢の変化に柔軟に対応できるもの
(例) 耐用年数の短い簡易な施設、転用可能な施設
- ・コスト縮減・事業期間短縮につながるもの
(例) 地域の条件によっては活用可能な安価な材料や施工技術、安価な維持管理を可能とする新たな技術

1. 応募できる市町村

下水道未普及の解消に向けて、新たな整備手法を用いて積極的に事業を実施しようという意欲を有する地方公共団体です。

2. 実施体制

新たな整備手法の認定・評価、モデル市町村の選定に関しては、国土交通省が設置する下水道未普及解消検討委員会（仮称、以下、委員会）の技術的な観点からの意見を聴いた上で、国土交通省及び土木研究所が共同で行います。なお、新たな整備手法の評価については、モデル市町村と三者で行うこととします。また、必要に応じて、日本下水道事業団、日本下水道協会等の協力を得ることとしています。

3. 実施手順

(1) 新たな整備手法の募集

市町村から、地域の実情に合わせた新たな整備手法について、実際の整備対象と合わせてご提案いただきます。ご提案にあたっては、上記ポイントに沿って、幅広くご検討願います。

(2) 整備手法の認定及びモデル市町村の選定

提案された整備手法について、国土交通省及び土木研究所は、委員会の意見を聴いた上で、検討対象とする新たな整備手法として認定し、併せて、認定された整備手法（認定整備手法）の評価を実施するモデル市町村を選定します。選定に当たっては、ヒアリングを行う場合があります。また、モデル市町村の数は、認定整備手法の評価に必要な数を設定する予定としており、選定されたモデル市町村に加えて、認定整備手法を採用していただくための新たな追加募集を行う場合もあります。

(3) 認定整備手法を用いた計画・設計・施工

選定されたモデル市町村では、下水道が整備されていない地域を対象として、以下の手順に沿って認定整備手法を実際の事業に試行的に導入していただきます。

- ① 計画に関しては、下水道施設の諸元（負荷量・汚水量原単位、計画下水量、施設の余裕率等）や整備対象区域の見直し等を行い策定する計画を対象計画として設定
- ② 管きよの整備・管理に関しては、導入する区域を対象区域として選定し、当該区域内の管きよを対象施設として設定
- ③ 下水処理場の整備・管理に関しては、導入する処理場を対象施設として設定
- ④ 上記の対象計画及び対象施設（計画、管きよ、処理場のどれか一つでも構いません）について、認定整備手法（委員会の意見を聴いた上で、他のモデル都市の認定整備手法を用いることも可能とします）に沿って計画・設計を行い、工事を実施して供用・管理

(4) 認定整備手法の評価

計画・設計が終了した段階または工事が完了し供用された段階等において、国土交通省及び土木研究所は、委員会の意見を聴いた上で、モデル市町村と共同で、対象計画及び対象施設で実施された認定整備手法に関する評価を実施するものとします。評価に当たっては、整備手法の内容や実績に応じて、実際の工事や供用開始後に得られたデータ、数値計算結果等を用いて行うものとします。また、評価に必要な期間については、整備手法によって異なりますので、委員会の意見を聴いた上で、事業に着手する前に必要な期間を明らかにします。

4. 募集スケジュール（予定）

応募受付開始 ：平成18年9月13日
応募受付締切 ：平成18年10月6日（消印有効）
モデル市町村選考・発表 ：平成18年10月中予定

5. その他

- ① 認定整備手法により実施する計画・設計・施工は、通常の下水道事業と同様に、認可申請や補助申請等の手続きを経て実施していただきます。なお、必要に応じ、国土交通省との協議を経て、国庫補助事業の測量試験費を活用することができます。

- ② 募集する整備手法は下水道未普及の解消に資するものであり、例えば雨水対策や合流改善対策等に関するものは対象としておりません。
- ③ 処理場に関する整備手法で、新しい処理方式や処理方式の改良等、下水道事業として実施するにあたり、計画放流水質との適合を判断するための一般評価又は評価5を実施する必要があるものに関しては対象としておりません。

6. 提出先及び問い合わせ先

- ・ 応募書類は2部ご提出ください。ご提出いただいた応募書類は返却致しませんのでご注意ください。
- ・ 応募書類の提出は郵送でお願いします。電子メールやFAXによる提出はご遠慮願います。
- ・ 応募書類に不備がある場合、受付できませんのでご注意ください。
- ・ 応募書類の提出、募集に関する問い合わせは下記までお願いします。

国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道事業課課長補佐 本田 康秀
〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
TEL 03-5253-8111 (内線 34232)、03-5253-8430 (直通)